

菅原小 事務室だより

NO. 1



令和元（2019）年6月14日

大阪市立菅原小学校 事務室発行

こんにちは。事務室の杉本（すぎもと）と申します。菅原小学校3年目となります。初めてご家庭向けにおたよりを発行させていただきます。これから3月まで、事務室からのお知らせを、このおたよりを通じてお伝えしていく予定です。不定期発行になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

学校徴収金（6月分）の納入について

6月分の学校徴収金の振替日、振替金額は次のとおりです。振替日前日までに、ご登録口座（三菱UFJ銀行）に必要額をご入金ください。

★ 銀行口座振替日 令和元年6月26日（水）

★ 口座振替額

徴収金	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童費	3,400	3,500	3,500	0	0	5,000
積立金	0	0	0	5,000	6,000	0
銀行振替手数料	76	76	76	76	76	76
銀行振替合計額	3,476	3,576	3,576	5,076	6,076	5,076

- ・学校徴収金は、お子さまの教育活動に必要な費用です。納入期日は必ずお守りください。
- ・現金納入の方には、別途「納入通知書」をお渡しいたします。
- ・1年生遠足（5/23）不参加の方は、遠足実費額（140円）を減額して徴収いたします。

Q：学校徴収金ってなあに？

A：学校活動で必要な経費のうち、学年児童全員が一律に使用するもの（こと）にかかる費用です。授業の中で教科書以外に使用するドリルやワークブック、製作キット、遠足などの交通費（＝『児童費』）や、林間学習や修学旅行の費用（＝『積立金』）を指します。実際にお子さまが使用するもので、ご家庭にご負担いただく費用となります。

※大阪市では、保護者の方のご負担を軽減するため、画用紙、習字半紙、粘土、版画版、名札など、お子さまが使用する多くの物品を公費（市のお金）で負担しています。

Q：振替ができなかったときはどうしたらいい？

A：現金を学校にお納めいただかずか、再振替が可能です。詳しくは、振替日から約10日後にお渡しする『未納通知書』でご確認ください。

Q：学校徴収金を納めなかつたらどうなるの？

A：おひとりでも納入が滞りますと、教材業者等への支払いが出来ません。趣旨をご理解いただき、必ず納入の期日をお守りください。

学校給食費（7月分）の納入について

7月分の学校給食費の振替日、振替金額は次のとおりです。振替日前日までに、ご登録口座に必要額をご入金ください。

★ 銀行口座振替日 令和元年7月10日（水）

★ 口座振替額

給食費	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
	2,951	2,951	2,990	2,990	3,029	3,029

- ・学校給食費には振替手数料がかかりません。
- ・アレルギー等で減額の方は振替額が異なります。

◎経済的な事情で学校徴収金や学校給食費の納入が困難な場合は『就学援助制度』をご活用ください。

◎就学援助費早期2申請で認定された方は、裏面に支給額を載せておりますのでご覧ください。

就学援助費の申請について

就学援助申請には、大阪市が定めた申請理由に該当することが条件です。申請には、『申請書』と『証明書類』の提出が必要です。認定された場合は、学校徴収金と学校給食費の実費額が就学援助費から支給されます。必要な方をお早目に申請をお願いします。

★ 申請期日 令和元年6月28日（金）

- ※ 学校に持参する場合は、6月26日（水）までにお願いします。
- ※ 前年度に就学援助認定を受けておられる方で、申請がまだの方は早急に申請書をご提出ください。今年度、申請されない場合は、事務室までお知らせください。
- ※ 教育扶助を受けておられる方で、申請がまだの方は早急に申請書をご提出ください。
- ※ 期日以降も申請は出来ますが、認定後支給額は申請日以降の実費額になります。支給額が大幅に減りますので、申請をご検討の場合は必ず期日までに申請をしてください。
- ※ 年度途中で家庭状況が変更になった場合に、就学援助対象となることもありますので事務室までお知らせください。

就学援助費支給について（早期2申請者）

早期2申請をされた方には、5月下旬に大阪市よりご自宅に『認否通知』が郵送されています。認定された方には、次のとおり就学援助費が支給されますので、ご確認をお願いします。

① 既にお納めいただいた、児童費5月分と学校給食費4、5月分が支給されます。

☆ 支給日 令和元年7月2日（火）

☆ 支給額

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
教材費 (5月分)	1,000	1,000	1,000	3,900	3,900	2,600
給食費 (4・5月分)	7,264	7,264	7,360	7,360	7,456	7,223
入学準備 補助金	50,600	—	—	—	—	—
修学 旅行費	—	—	—	—	—	18,122
支給額合計	58,864	8,264	8,360	11,260	11,356	27,945

※ 未納がある場合は、未納分を差し引いて支給します。

※ 徴収金一括払いの方の教材費は児童費年間分を支給します。

※ 昨年度就学援助認定を受けておられない方と転入生の方の教材費には、児童費の前年度繰越金を加算して支給します。

② 6月分以降の児童費、学校給食費は、就学援助費から直接充当しますので、納入する必要はありません。

※4、5年生積立金は、次年度の林間学習、修学旅行の費用の積み立てです。一旦、納入していただき行事終了後に実費が支給されます。

※PTA会費は就学援助費の支給対象外のため、引き続きお納めください。

③ 5年生の林間学習実費額は、10月3日（木）に支給される予定です。

今年度から、就学援助費支給通知を『事務室だより』に掲載します。ご了承ください。



事務室だよりに関するお問い合わせ先は…

菅原小学校 事務室 杉本

☎ 06-6328-3005